

区職員による準公金等の着服について

職員が、準公金等を扱う預金口座から金銭を不正に引き出し、着服していたことが判明したため、下記により報告する。当該職員は、自身が金銭を着服したことを認め、着服した金銭については全額弁済している。

記

1 事故の概要

職員が地域センターに在籍していた間、担当事務として管理していた準公金等の預金口座（青少年健全育成地区委員会関係経費・町会連合会支部関係経費・地域センター関係経費）から、地域センター所長の許可なく、金銭を不正に引き出し着服した。

2 着服金額

2,395,806円

3 事故の発覚とその後の経緯

月 日	内 容
5月31日	令和3年度出納閉鎖において、「令和3年度青少年健全育成事業委託金の歳出戻入」に関して会計事務の遅滞が発覚。
6月3日～6月5日	当該職員へ事務遅滞に係る事情聴取を行う。青少年健全育成事業委託金等の準公金について、預金口座から適正な手続きによらずに金銭を引き出していた事実が発覚。当該職員は金銭着服を認める。
6月6日	当該職員と面談。およその着服金額と返済意思を確認する。 *当該職員が2,394,456円を弁済する。 2,200,000円(6/6)、194,456円(6/7)
6月8日	報道機関発表「区職員による準公金会計の不適正な取り扱い」
6月17日	当該職員と面談。着服金額についての確認と合意。 *地域振興課と地域教育力推進課において、6月1日～6月15日の間、通帳・現金出納簿・会計簿記・付随資料を調査し着服金額を確定する。総額2,395,806円 同日、当該職員より既弁済額との差額1,350円が返還
6月29日、7月8日	青少年健全育成地区委員会会長及び支部長、町会長等関係者へ調査結果と再発防止策報告
7月12日	板橋警察署に対応相談
7月22日	当該職員の懲戒免職発令

4 発生要因

- (1) 通帳管理及び現金管理を当該職員のみ任せ、上司が確認するなど組織的管理を行っていなかった。
- (2) 出納簿と通帳の出入りの適正な突き合わせを行っていなかった。

5 再発防止策

- (1) 全地域センターへの組織をあげた点検の実施
- (2) 準公金管理のマニュアル（地域センター事務の手引き）に基づく手順の徹底
- (3) 現金出納簿と通帳の複数人による例月の定期的な突合と確認
- (4) 出入金及び決裁に関わる地域センター所長のチェック強化を徹底
- (5) 定期的な地域振興課への会計報告